

平成 30 年配偶者控除及び 配偶者特別控除改正は 有配偶者の就業時間を増加させるか —OLS 推定モデルを用いたシミュレーション分析—

関西学院大学 経済学部
西村智ゼミナール (家計経済学)
松本 大蔵

要約

配偶者控除及び配偶者特別控除が平成 30 年に改正され、配偶者控除が適用される配偶者の給与収入基準額が 103 万円から 150 万円へ、配偶者特別控除が適用される給与収入基準額が 141 万円から 201 万円へと変更となる。本稿では、「消費生活に関するパネル調査」(1994-2003)を分析した高橋(2010)の推定結果を利用して制度改正が配偶者の就業時間に与える影響をシミュレーションにより検証した。その結果、給与収入 150 万円から 201 万円の範囲の配偶者は年間就業時間を減少させたものの、全給与階級を考慮すれば、制度改正により若干の就業時間の増加が起きることが示唆された。

目次

- I はじめに
- II 配偶者控除制度の概要
- III 先行研究と本稿の位置づけ
- IV 分析手法と本稿の構成
- V 推定結果
- VI 結語

I はじめに

急速に進む人口減少のなか、労働力の確保のために女性の活躍推進が期待されている。アベノミクスでは成長戦略の一環として潜在的労働力を有する女性の就労促進が推し進められている。厚生労働省（2015）によると、女性の労働力率¹は49.6%で前年度と比べ0.4ポイントの上昇が見られるが、男性の70.3%と比べると、依然として低い水準であることが明らかである。女性の労働力率が低い原因として、出産・育児などのライフサイクルの要因があげられる。総務省（2013）によると、非労働力人口における就業希望女性は約315万人であり、その理由として最も多いものが「出産・育児」である。M字カーブに象徴されるように、女性の労働力人口比率が20～30歳代を中心に低下する現象は、近年解消傾向にあるものの、意欲はあっても就業できない女性労働者を生み出す要因の1つとなっている。

一方、就業しているにも関わらず、就業調整をする労働者も少なくない。厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」によると、就業調整をしていると答えたパートタイム労働者は、全体の15.9%であり、男女別にみると、男性は4.9%であるのに対し、女性では19.1%となっている。配偶者の有無別にみると、配偶者のいる女性が最も就業調整しており、22.8%となっている。就業調整をする理由として、「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから」というものが最も多く、これに次いで「一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから」の順となっている。非課税および配偶者控除限度額である103万円、そして、第3号被保険者の限度額130万円はそれぞれ、「103万円の壁」、「130万円の壁」と呼ばれ、壁の手前で就業調整する現象が起きている。配偶者を優遇する税制・社会保障は公平性の面から望ましくないほか、税制・社会保障が配偶者の就業調整に与える影響は広く問題視され、数多く議論がなされてきた。また、平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正され、平成30年以降から改正後制度が適用になることは女性の就業促進という面で注目すべき展開である。

以上の問題意識から、本稿ではOLS推定モデルを用いて、平成30年以降から適用される改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除が配偶者の就業時間を増加させるかシミュレーションにより検証する。

II 配偶者控除制度の概要

配偶者控除とは、配偶者のいる世帯主²が一定の条件下で受けられる人的控除である。豊福（2017）によれば、この制度は、妻の家庭内労働や夫婦の相互扶助といった、いわゆる内助の功の観点から1961年に導入されたものであるとされる。導入当初の配偶者控除は、配偶者の給与収入が103万円以下であれば、納税者の給与から38万円の控除が受けられる

¹ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合

² 制度上、妻が世帯主、夫が配偶者の関係でも成立するがこのケースは稀である。本稿では、夫が世帯主、妻が配偶者の関係で議論する。

ものであった。また、配偶者の給与収入が103万円を超えれば、基礎控除38万円と給与所得控除65万円の和を超え、配偶者自身に税負担が発生する。配偶者の給与収入が103万円を超えると、世帯主の控除額は減少し、配偶者自身も税負担が発生することから、配偶者の就業抑制や税制の不公平性が指摘された。配偶者の給与所得が103万円を超えると世帯全体の所得が減少する問題を解消するため、1987年に配偶者特別控除が導入された。導入当初の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が70万円以下の場合、配偶者特別控除の上乗せ部分として、世帯主の収入から76万円の控除が受けられた。また、70万円から141万円までの給与収入では、段階的に控除額が減少する制度が設けられた。この制度により、配偶者の給与収入が103万円を超えると世帯主の控除額の減少する問題を緩和することができるようになった。そして、2002年に配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止され、2017年現行の制度設計となった。

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正され、平成30年以降に適用される。配偶者控除の適用給与基準は、現行の103万円から150万円へ変更になり、配偶者特別控除は141万円から201万円となる。これにより、給与収入103万円手前で就業調整をしているいわゆる103万円の壁の解消と配偶者の労働供給増加が期待される。

III 先行研究と本稿の位置づけ

平成15年配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止を分析した研究として、坂田・McKenzie(2005)と森・浦川(2009)がある。

坂田・McKenzie(2005)では、「慶應義塾家計パネル調査(Keio Household Panel Survey)」を用いて、配偶者特別控除の廃止が配偶者の①就業選択、②就業時間にどの程度影響を与えたかをDifference in Differenceを用いて推定を行った。①就業選択の推定には、treatment groupとcontrol groupをそれぞれ、(1)有配偶者と無配偶者(2)夫の所得が高いグループ(限界税率0.2)と夫の所得が低いグループ(限界税率0.1)、(3)有配偶者と夫の限界税率が0の有配偶者と定義して推定を行った。その結果は、統計的に有意な結果は得られず、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止が就業選択に影響を及ぼしたとは言えないことが示唆された。また、②就業時間の推定にはtreatment groupとcontrol groupをそれぞれ、(1)有配偶者と無配偶者、(2)税制変更を知らなかった有配偶者と無配偶者、(3)税制変更を知らなかった有配偶者と税制変更を知っていた有配偶者を定義して推定を行った。その結果、配偶者特別控除の廃止によって週間就業時間がおよそ4時間増えたことが明らかになった。

森・浦川(2009)では、「階層化する日本社会に関するアンケート調査」³の個票データを用いて、就業時間の変化をトリーメント推定法で分析した。トリーメントグループとコントロールグループを(1)自営業者を除く年収100万以下の配偶者(30～59歳)と同条件下での未婚女性、(2)自営業者を除く配偶者(30～59歳)と同条件下での未婚女性、(3)自営業

³ 平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「格差の世代間移転と意欲促進型社会システムの研究」(研究代表者・橘木 俊詔)において実施されたアンケート

者を除く女性（30～59歳）、(4)自営業者を除く年収100万円以下の配偶者（30～59歳）（ただし、6歳以下の子供を持つ標本は除く）と同条件下での未婚女性と設定した。推定結果として、(1)と(2)の推定から年収100万円以下の配偶者は、年収100万円以下の未婚女性に比べて就業時間を相対的に拡大させていた可能性が示唆された。また、配偶者特別控除廃止以外の要因によって就業時間を減少させている可能性を考慮するため、高所得配偶者をサンプルに含めて推定を行った(3)の結果、年次ダミーと配偶者ダミーの交差項は有意な値を取っておらず、交差項が正の値で有意になるのは、年収100万円以下と限定して推定した場合のみということが明らかになった。(4)の推定で、配偶者をさらに限定化すると配偶者特別控除の廃止が労働供給の増加に影響をもたらした可能性が示唆された。

現行の配偶者控除の就業抑制を分析した研究に大石(2003)がある。大石(2003)では、平成10年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)をもとに、就業・不就業の推定は、プロビット・モデルを用い、(1)就業選択、(2)就業時間、(3)稼働所得の影響を推定した。変数には「夫が国民年金の1号被保険者か2号かを示すダミー変数」を含めている点が本研究の特徴である。(1)の推定結果として、統計的な有意度はやや低いものの配偶者控除の適用が就業選択に負の影響を与えている結果が示唆された。(2)の推定では、統計的な有意でなく、配偶者控除の適用有無が就業時間に影響を及ぼしていると考え難いという結果が得られた。(3)の推定では、夫が第1号、第2号被保険者であることに関わらず、妻の所得分布が103万円のところで大きな山が形成されていることが示唆された。また、「1月以上1年未満の契約雇用者」及び「日々または1月未満契約雇用者」に限定すると、夫が第1号被保険者の妻より、第2号被保険者の妻の方が103万円を超えないように所得調整している状況が顕著になることが示唆された。またDifference in Differenceの手法を用いて、就業決定要因を分析した推定では、税制や社会保障制度、配偶者手当などがサラリーマンの妻の就業参加率を約14%引き下げていることが示唆された。

配偶者控除の改正や新税制導入のシミュレーションを行った研究に、足立・金田(2016)がある。

高橋(2010)では、「消費生活に関するパネル調査」(JPSC)を用いて、代替的な政策による配偶者の年間就業時間の変化を5つのセグメントと3つのキックポイントに細分化して推定を行う。5つのセグメントは、(1)税率が0になる収入0から70万円の部分、(2)妻の税率が夫の税率と等しくなる年収70万から103万円の部分、(3)収入103万円から完全に配偶者控除がなくなる141万円の部分、(4)通常所得税率(10%)の部分、(5)所得税率が20%の部分と定義する。一方、3つのキックポイントは、(1)課税所得70万円、(2)課税所得103万円、(3)課税所得330万円と定義する。推定では、代替的な政策(シナリオ1:配偶者控除廃止、シナリオ2:社会保険料支払い義務付け、シナリオ3:配偶者控除廃止かつ社会保険料支払い義務付け)の影響を分析するために、期待就業時間を求める。推定結果として、シナリオ1では、配偶者控除を廃止した場合において労働供給の増加は母集団のわずか0.7%であり、103万円付近で就業調整している配偶者がより高いセグメントを選択するとは言いがたいことが示唆された。シナリオ2では、予算制約線も期待就業時間もさほど変化しないため、政策としての効果はほとんどないことが示唆された。シナリオ3では、期待

就業時間は少し増加したものの、あくまで0.8%の増加にすぎないことが示唆された。

足立・金田(2016)では、2004年の「全国消費実態調査」(総務省)の匿名データを用いて、税引き後賃金率を算出したのち、家族構成や就業形態をコントロールして、女性の労働供給の変化に有無とその程度について推定を行った。2つのモデル(モデル1:配偶者控除及び配偶者特別控除の廃止、モデル2:配偶者控除と配偶者特別控除から移転的基礎控除への移行による税負担額の変化と労働供給の変化を年齢階級別に全世帯のケースと保育給付世帯のケース)に分けて(1)税負担額の変化率、(2)労働供給の変化、(3)労働供給の促進効果の就業形態別の検証を行った。推定結果(1)のモデル1では、保育給付世帯は子育てのため労働を行っていないケースが多く、配偶者控除が適用されていた世帯が多いため、年齢階級が低くなるほど、税負担額の変化率が大きくなる。また、保育給付世帯では、無職の場合、正規社員に就業形態を変える世帯が多いことが分かった。モデル2では、税負担額の変化率は40歳から49歳が最も大きかったが、移転的基礎控除は配偶者が専業主婦である場合、影響を与えない。推定結果(2)のモデル1は、年齢階級が高いほど世帯主の賃金水準が高いため配偶者の年齢階級が低いほど、配偶者控除の廃止による影響は小さいことが示された。モデル2では、労働供給の抑制効果が促進効果を上回っていることが明らかになった。これは所得のある配偶者控除の適用を受ける非正規職員の配偶者が労働を抑制したためである。推定結果(3)のモデル1では、非正規職員から正規職員への労働供給の促進効果が生じている一方、無職から非正規職員や無職から正規職員への労働供給の促進効果が強いことが示唆された。モデル2では、非正規職員から正規職員への労働供給は多少生じているものの、抑制効果が大きいため、移転的基礎控除は望ましくないという結果が得られた。

以上の先行研究より、現行の配偶者控除は配偶者の労働供給を抑制する効果があることが明らかになった。また、平成15年度の配偶者特別控除上乘せ部分の廃止によって、配偶者の就業時間は増大し、配偶者控除を廃止した場合のシミュレーションを行った場合にも就業時間は増加の効果が見られることが明らかになった。しかしながら、配偶者控除の適用基準額の変更に焦点を当て、シミュレーションを行った研究はなされていない。そこで、本稿では、平成30年配偶者控除及び配偶者特別控除の改正が配偶者の就業時間を増大させるか否かをシミュレーションにより検証する。シミュレーションにおいては最新のデータの推定結果を利用することが望ましいが、入手可能なパネルデータがないことから、本稿では最も新しい先行研究、高橋(2010)の推定結果を用いることとする。高橋の用いたデータは1994-2002であり、平成30年度のシミュレーションをするにはいささか古く思われるかもしれない。確かに、この間に女性の就業率の上昇や男性平均所得の低下などの変化が見られた。しかしながら、正社員の長時間労働、既婚女性の多くがパート就業であること、性別役割分業が維持されていることなどを考えると、既婚女性の就業環境は基本的には変化していないとみなすことができる。もちろん、シミュレーション結果の解釈の際には上記のことに留意が必要である。

IV 分析手法と構成

4.1 分析モデルと推定の手順

本稿では、高橋(2010)で使用されている OLS 推定モデルを用い、配偶者の就業時間をシミュレーションする。推定式は以下の通りである。

$$H = \beta W + \delta N + Z\gamma + \theta + \varepsilon$$

H は妻の年間就業時間、W は妻の税引き後の時給、N はヴァーチャル・インカムを表す。Z はその他変数として、妻の年齢、妻の年齢の 2 乗、6 歳以下の子供の数、親との同居、妻の教育年数、妻の教育年数の 2 乗である。以上の変数およびパラメーターを式に代入することで、配偶者の年間就業時間を推定する。

本稿の分析構成としては、まず初めに推定する配偶者の給与収入階層をセグメントとして定める(4.2)。次に、パラメーター及び誤差項を設定する(4.3)。その後、その他の変数 Z を求め(4.4)、妻の税引き後時給 W およびヴァーチャルインカムを求める(4.5)。以上を用い、妻の年間就業時間を推定し、平成 30 年配偶者控除及び配偶者特別控除改正が配偶者にもたらす就業時間の増減を検証する(V 章)。

4.2 配偶者の給与所得階層と配偶者控除の改正

平成 30 年以降施行の配偶者控除及び配偶者特別控除の改正では、大まかに 2 つの変更点がある。1 つ目に、配偶者控除の適用基準である配偶者の給与収入が 103 万円以下から 150 万円以下に変更になる点である。103 万円から 150 万円の給与所得を得る配偶者は改正によって初めて配偶者控除が適用されることになる。2 つ目は、配偶者特別控除の適用範囲である。配偶者の給与収入 103 万円～141 万円までの範囲から、150 万～201 万になる点である。改正後、配偶者特別控除の適用範囲が拡大することによって、より緩やかに控除額が減少することとなる。以上の点を踏まえ、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲と控除額は以下のように変更になる。

図表 1) 配偶者の給与収入階層と配偶者控除の適用額

給与収入階層	～103万円	103～130万円	130～141万円	141～150万円	150～201万円	201～330万円
改正前控除額	38万円	38～万円	～0万円	0円	0円	0円
改正後控除額	38万円	38万円	38万円	38万円	38～0万円	0円
セグメント	1	2	3	4	5	6

配偶者の給与収入階層 0～103 万円の範囲(セグメント 1)では、税制改正前後では変わらず配偶者控除が適用され、38 万円の控除が受けられる。103～141 万円の範囲(セグメント 2・3)では、改正前は配偶者特別控除が適用され、段階的に控除額が減少していくのに対し、改正後は配偶者控除が適用され、38 万円の控除が受けられる。141～150 万円の範囲(セ

グメント 4) では、改正前は配偶者控除・配偶者特別控除の控除を受けられないが、改正後では、セグメント 3 から継続して配偶者控除が適用され、38 万円の控除が受けられる。150～201 万円の範囲（セグメント 5）では、改正前は控除を受けられないのに対し、改正後は配偶者特別控除が適用され、控除額が減少していく。なお、改正前の配偶者特別控除は規則性をもって段階的に控除額が減少していくのに対し、改正後は少し曲線を描くように控除額が減少していく。本稿ではより推計手順を明確化するためにいずれも線形で減少していくと仮定し、推計を行った。より実質的な控除額の減少を考慮できていない点は課題である。201～330 万円の範囲（セグメント 6）では、改正前後どちらも控除が受けられない。給与収入 330 万円以降も配偶者控除・配偶者特別控除は適用されないが、所得税率が 10%から 20%へと変更になる 330 万円に上限を設定した。

なお、妻の給与収入が 130 万円を超えた場合、社会保険料の支払いが発生する 130 万円の壁も考慮しなければならない。そのため、セグメント 2 とセグメント 3 を 130 万円で区別し、社会保険料の支払いの有無が配偶者の就業時間に与える影響も考慮した。

4.3 パラメーター及び誤差項の設定

高橋(2010)の OLS 推定のパラメーター及び誤差項を用いる。高橋(2010)では、「消費生活に関するパネル調査」(JPSC)の 1994 年から 2003 年のデータを用い、OLS 推定を行っている。OLS 推定で推計されたパラメーター、誤差項の結果は以下の通りである。

図表 2) パラメーター・誤差項

パラメーター	数値	
β	0.170	
δ	-0.724	
γ	妻の年齢	-115.772
	妻の年齢2乗	1.676
	親との同居	234.698
	6歳以下の子供の数	-88.417
	妻の教育年数	-501.796
	妻の教育年数2乗	21.408
$\theta + \varepsilon$	6274.332	

図表 2 備考)

1. 高橋(2010)の OLS 推定結果から筆者作成
2. OLS 推定において、妻が日給で働いている場合、就業時間を 8 時間と仮定し、妻の税引き後時給を日給÷8 で算出されている。
3. 年間就業時間＝税引き前年収÷時給で計算されている。
4. 時給＝税引き前年収÷年間の就業時間で計算されている。
5. 年間の就業時間＝年間就業日数×1 週間の就業時間÷5 で計算されている。
6. 妻給与外収入＝夫の税引き後の年収＋妻の及び夫の資産収入で計算されている夫の税引

き後の年収は、給与所得控除、社会保険料控除（5万円）、扶養家族控除、夫の社会保険料を考慮し計算されている。

以上が本稿の線形モデルのパラメーターであり、 $\theta + \varepsilon$ は誤差項を表す。なお、すべてのパラメーター、誤差項の有意水準は1%以下であり、統計的に有意である。配偶者の年間就業時間に正の影響を与えている変数は、妻の税引き後時給、妻の年齢の2乗、親との同居、妻の教育年数の2乗である。一方、ヴァーチャルインカム、妻の年齢、6歳以下の子供の数、妻の教育年数 g 増加するほど、配偶者の年間就業時間を減少させることがこの表から明らかになった。

4.4 その他の変数 Z の設定

その他の変数 Z とは、妻の年齢、妻の年齢の2乗、6歳以下の子供の数、親との同居、妻の教育年数、妻の教育年数の2乗である。本稿では、できる限り高橋（2010）のモデルに近づけるため、基本統計量は「消費生活に関するパネル調査」（JPSC）を使用した、高橋（2010）の基本統計量を使用した。使用するデータの年数は、1994年から2003年のものである。使用するデータから現在までおよそ15年経っているため、働き方改革の効果や女性の地位上昇などの気運から2003年の配偶者より働きやすくなっている現状の変化は考慮しなければならない。しかしながら、今回の推定では、2003年時点の配偶者が平成30年の改正でどのように就業時間を変化させるかという点を分析する。近時のデータを用いることが課題ではあるが、この点を解消し近時の統計量を用いたシミュレーションがなされることを期待したい。

6歳以下の子供の数と親との同居に関しては、より多角的な分析を行うため、本稿では高橋（2010）の基本統計量を用いずに、仮定を置くことにした。その他の変数は以下の通りである。

図表 3) その他の変数 Z

Z	数値	備考
妻の年齢	34.617	基本統計量のデータを使用
妻の年齢2乗	1198.337	$(34.617)^2$ より算出
親との同居	0	今回は同居しないケースを仮定
6歳以下の子供の数	0, 1, 2	子どもの数を0,1,2人と仮定
妻の教育年数	14.238	基本統計量のデータを使用
妻の教育年数2乗	202.721	$(14.238)^2$ より算出

図表 3) 高橋（2010）の基本統計量より著者作成

妻の年齢は、高橋（2010）の基本統計量を用い、34.614歳となった。それに従って、妻の年齢の2乗項は、基本統計量を2乗する形で求めた。親との同居は、同居をしている場合を1、していない場合を0とするダミー変数である。高橋（2010）の基本統計量では0.428

であるが、より配偶者や世帯のイメージを明確にするため、親と同居しない場合を想定して推定することにする。なお、同居しているケースを考慮する場合は、ダミー変数1にパラメーターである 234.698 をかけ、足し合わせれば妻の年間就業時間に算入できる。6歳以下の子供の数も同様に0人、1人、2人の3つの場合を仮定して推定する。妻の教育年数は高橋(2010)の基本統計量を用い、14.238年となった。これはおおそ高校を卒業し大学を2年通うケースである。妻の教育年数の2乗項は、基本統計量を2乗する形で求めた。

4.5 妻の税引き後時給W及びヴァーチャルインカムNの算出

妻の税引き後時給WとヴァーチャルインカムNを算出するためには、世帯の家計収入を求める必要がある。高橋(2010)によれば、家計収入は以下の式で求める。

$$\text{家計収入} = wh - [wh - (awh + b)] t_W \quad (1)$$

$$+ X - [X - D - M] t_H + Q \quad (2)$$

(1)は妻の所得である。 w は税引き前時給、 h は年間就業時間、 $awh + b$ は基礎控除を含む給与所得控除、 t_W は妻の所得税率である。一方(2)は妻以外の収入であり、 X は夫の給与収入、 D は配偶者控除以外の控除、 M は配偶者控除額、 t_H は夫の所得税率、 Q はその他家計収入である。(1)妻の所得と(2)妻の所得以外の収入を用いて、妻の税引き後時給W及びヴァーチャルインカムNは以下のように表す。

$$\text{家計収入} = \underbrace{w[1 - (1 - a) t_W] h}_{\text{妻の税引き後時給}} + \underbrace{bt_W + M t_H + X(1 - t_H) + D t_H + Q}_{\text{ヴァーチャルインカム}} \quad (3)$$

妻の税引き後時給Wとヴァーチャルインカムを求める上で、各セグメントで算出式が変化する点を考慮しなければならない。セグメント1では、改正前後どちらも妻の給与収入は給与所得控除と基礎控除により、非課税になる。ゆえに、セグメント1では、控除による非課税により妻の税引き後時給は税引き前時給に等しくなる。また、配偶者控除が適用され、この範囲内の給与収入では、一律38万円($M=38$)の控除が受けられる。セグメント2では、改正前は配偶者特別控除に切り替わる。配偶者特別控除は、配偶者の給与収入が増えるほど、段階的に控除額が減少するが、今回の推定では線形で減少すると考え、 $M=141-X$ とする。改正後は依然として配偶者控除が適用され、38万円($M=38$)の控除が受けられる。セグメント3では、配偶者は社会保険料の支払いが始まる。社会保険料の支払額は、平成29年度時点の支払額である月額16490円を用い、1年間払うものとし12か月分をかけて算出した。また、社会保険料控除を受けられるが、5万円と仮定し、分析することとする。セグメント4では、改正前では配偶者特別控除の適用がなくなるが、改正後では継続して配偶者控除を受けられる。セグメント5は、改正後では、配偶者特別控除の適用に切り替わる。改正前と同様、配偶者の給与収入が増加するにつれ、控除額が曲線を描きながら減

少するが、線形で減少すると考えると、 $M = -\frac{38}{51}X + 149.765$ である。セグメント6はどちらも配偶者特別控除の適用が受けられない。以上のセグメントごとの税や社会保障制度、控除額の適用を式に反映させると、妻の税引き後時給およびヴァーチャルインカムは以下の通りになる。

図表4) 妻の税引き後時給 W

セグメント	給与階級	改正前	改正後
1	～103万円	w	w
2	103～130万円	$w(1-t_H-(1-a_2)t_W)$	$w(1-(1-a_2)t_W)$
3	130～141万円	$w(1-t_H-(1-a_3)t_W)$	$w(1-(1-a_3)t_W)$
4	141～150万円	$w(1-(1-a_4)t_W)$	$w(1-(1-a_4)t_W)$
5	150～201万円	$w(1-(1-a_5)t_W)$	$w(1-t_H-(1-a_5)t_W)$
6	201～330万円	$w(1-(1-a_6)t_W)$	$w(1-(1-a_6)t_W)$

図表5) ヴァーチャルインカム N

		ヴァーチャルインカム	
セグメント	所得区分	改正前	改正後
1	0～103万	$38t_H + I$	$38t_H + I$
2	103～130万	$1410t_H + b_2t_W + I$	$38t_H + I$
3	130～141万	$1410t_H + (b_3 + 50)t_W - SS + I$	$38t_H + 50t_W - SS + I$
4	141～150万	$b_4t_W + 50t_W - SS + I$	$38t_H + 50t_W - SS + I$
5	150～201万	$b_5t_W + 50t_W - SS + I$	$b_5t_W + 50t_W - SS - 149.765t_H + I$
6	201～330万	$b_6t_W + 50t_W - SS + I$	$b_6t_W + 50t_W - SS + I$

図表5備考)

1. SSは社会保険料支払いであり、平成29年度現在の月額16490円×12か月で算出した。
2. Iは妻給与外所得であり、 $I = X(1-t_H) + D t_H + Q$ である。
3. セグメント3から社会保険料控除が適用され、5万円と仮定した。

(3)から、妻の税引き後時給とヴァーチャルインカムを求めるため、制度上の基礎控除を含む給与所得控除と所得税率を用いて、各セグメントの給与所得に合致する基礎控除を含む給与所得控除 $awh + b$ 及び、所得税率 t_H, t_w を求める必要がある。基礎控除を含む給与所得控除と所得税率は以下図表 6、7 の通りである。

図表 6) 基礎控除を含む給与所得控除額

給与所得（単位：千円）	給与所得控除 （基礎控除も含む）
$Y < 1625$	1030
$1625 \leq Y < 1800$	$0.4y + 380$
$1800 \leq Y < 3600$	$0.3y + 560$
$3600 \leq Y < 6600$	$0.2y + 920$
$6600 \leq Y < 10000$	$0.1y + 1580$
$Y \geq 10000$	2200

図表 6) 国税庁 HP より著者作成

図表 7) 所得税率

給与所得（単位：千円）	税率
$Y < 1950$	5%
$1950 \leq Y < 3300$	10%
$3300 \leq Y < 6950$	20%
$6950 \leq Y < 9000$	23%
$9000 \leq Y < 18000$	33%
$18000 \leq Y < 40000$	40%

図表 7) 国税庁 HP より著者作成

以上の給与所得控除、所得税率を用いて、6つのセグメントごとの a, b, t_w をまとめると以下の通りである。

図表 8) 各セグメントの a, b, t_w, w の値

セグメント	給与階級	a	b	t_w	w
1	～103万円	-	1030	0.05	856.6575
2	103～130万円	0	1030	0.05	899.524
3	130～141万円	110	1030	0.05	899.524
4	141～150万円	0	1030	0.05	1542.512
5	150～201万円	0.261	613.431	0.056	1542.512
6	201～330万円	0.3	560	0.1	1542.512

図表 8 備考)

1. セグメント 5 の範囲内である 162 万 5 千円と 180 万円で給与所得控除の適用額が切り替わるため、以下の計算式で給与所得控除を求めた

$$a = ((1625 - 1500) \times 0 + (1800 - 1625) \times 0.4 + (2010 - 1800) \times 0.3) \div (2010 - 1500)$$

$$b = ((1625 - 1500) \times 1030 + (1800 - 1625) \times 380 + (2010 - 1800) \times 560) \div (2010 - 1500)$$

2. セグメント 5 の範囲内である 195 万円で所得税が切り替わるため、以下の計算式で所得税を求めた

$$t_w = ((1950 - 1500) \times 0.05 + (2010 - 1950) \times 0.1) \div (2010 - 1500)$$

3. w は妻の税引き前時給であり、高橋(2010)の基本統計量を使用した。

なお、その他家計収入 Q に加算される夫の給与収入に関しては、異なる収入階級で妻の就業時間がどう変化するか比較をするため、300 万円、500 万円、700 万円、900 万円、改正後配偶者控除の適用上限である 1120 万円の 5 つのケースに分けて分析することとする。以上を用いて、妻の税引き後時給とヴァーチャルインカムを求めると以下の通りになる。

図表 9) 妻の税引き後時給 W

		夫の年収					
		300万円		500万円			
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後		
1	0～103万	856.6575	856.6575	856.6575	856.6575		
2	103万～130万	764.5954	854.5478	674.643	854.5478		
3	130万～141万	764.5954	854.5478	674.643	854.5478		
4	141万～150万	1465.386	1465.3864	1465.3864	1465.3864		
5	150万～201万	1478.677	1324.425483	1478.676683	1170.174283		
6	201万～330万	1434.536	1434.53616	1434.53616	1434.53616		
		夫の年収					
		700万円		900万円		1120万円	
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0～103万	856.6575	856.6575	856.6575	856.6575	856.6575	856.6575
2	103万～130万	647.65728	854.5478	557.70488	854.5478	557.70488	854.5478
3	130万～141万	647.65728	854.5478	557.70488	854.5478	557.70488	854.5478
4	141万～150万	1465.3864	1465.3864	1465.3864	1465.3864	1465.3864	1465.3864
5	150万～201万	1478.676683	1123.898923	1478.676683	969.6477234	1478.676683	969.6477234
6	201万～330万	1434.53616	1434.53616	1434.53616	1434.53616	1434.53616	1434.53616

単位：円

図表 10) ヴァーチャルインカム N

		夫の年収			
		300万円		500万円	
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0～103万	2849.8	2849.8	4391.6	4391.6
2	103万～130万	3038.5	2849.8	4717.5	4391.6
3	130万～141万	2840.62	2654.42	4519.62	4196.22
4	141万～150万	2702.12	2654.42	4240.12	4196.22
5	150万～201万	2685.272	2670.296	4223.272	4193.319
6	201万～330万	2709.12	2709.12	4247.12	4247.12

		夫の年収					
		700万円		900万円		1120万円	
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0～103万	5923.14	5923.14	6860.94	6860.94	8242.54	8242.54
2	103万～130万	6290.2	5923.14	7365.2	6860.94	8746.8	8242.54
3	130万～141万	6092.32	5727.76	7167.32	6665.56	8548.92	8047.16
4	141万～150万	5770.52	5727.76	6704.52	6665.56	8086.12	8047.16
5	150万～201万	5753.672	5719.226	6687.672	6638.25	8069.272	8019.85
6	201万～330万	5777.52	5777.52	6711.52	6711.52	8093.12	8093.12

図表 10 備考)

1. その他家計収入 Q における夫の給与収入は、税率、控除額を考慮した税引き後所得を計算し、これを用いた。
2. ヴァーチャルインカムの単位は千円である。

以上より、妻の税引き後時給 W とヴァーチャルインカム N が算出された。これらを含め、 $H = \beta W + \delta N + Z\gamma + \theta + \varepsilon$ を求めるためのパラメーター、誤差項、変数がすべて算出された。

V 推定結果

5.1 就業時間の算出

図表 11) 6歳以下の子供を持たない配偶者の年間就業時間

		夫の年収			
		300万円		500万円	
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0～103万	1409.643	1409.643321	1298.017001	1298.017001
2	103万～130万	1380.331	1409.284672	1243.479376	1297.658352
3	130万～141万	1394.657	1423.430184	1257.805888	1311.803864
4	141万～150万	1523.819	1527.272746	1412.468066	1415.646426
5	150万～201万	1527.298	1502.159994	1415.947199	1365.670388
6	201万～330万	1518.068	1518.067925	1406.716725	1406.716725

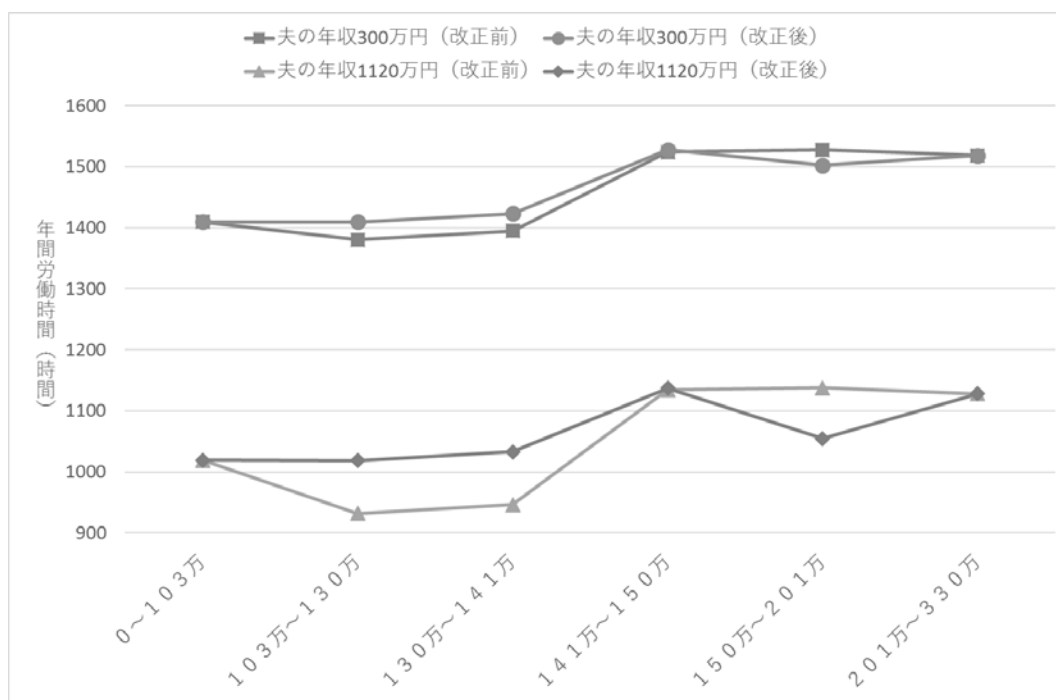
		700万円		900万円		1120万円	
セグメント	所得区分	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1	0～103万	1187.133505	1187.133505	1119.236785	1119.236785	1019.208945	1019.208945
2	103万～130万	1125.028323	1186.774856	1031.906415	1118.878136	931.8785751	1018.850296
3	130万～141万	1139.354835	1200.920368	1046.232927	1133.023648	946.2050871	1032.995808
4	141万～150万	1301.667106	1304.76293	1234.045506	1236.86621	1134.017666	1136.83837
5	150万～201万	1305.146239	1247.327907	1237.524639	1154.567901	1137.496799	1054.540061
6	201万～330万	1295.915765	1295.915765	1228.294165	1228.294165	1128.266325	1128.266325

$H = \beta W + \delta N + Z\gamma + \theta + \varepsilon$ を求めた結果は図表 11 の通りとなる。図表 11 のモデルでは、6 歳以下の子供を 1 人も持たず、親とも同居していない約 34 歳の配偶者が制度改正前と制度改正後でどれだけ年間就業時間を増加させたかを推計したものである。なお、子供の数は過多の違いによる就業時間の変化は、子供の数 n にパラメーターである -88.417 をかける形で求めることができるため、子供の数が 1 人増えるほど、就業時間は 88.417 時間減少する。

5.2 セグメント別就業時間

セグメントごとの就業時間を比較すると以下の通りとなる。

図表 12) 配偶者の年間就業時間



図表 12 備考)

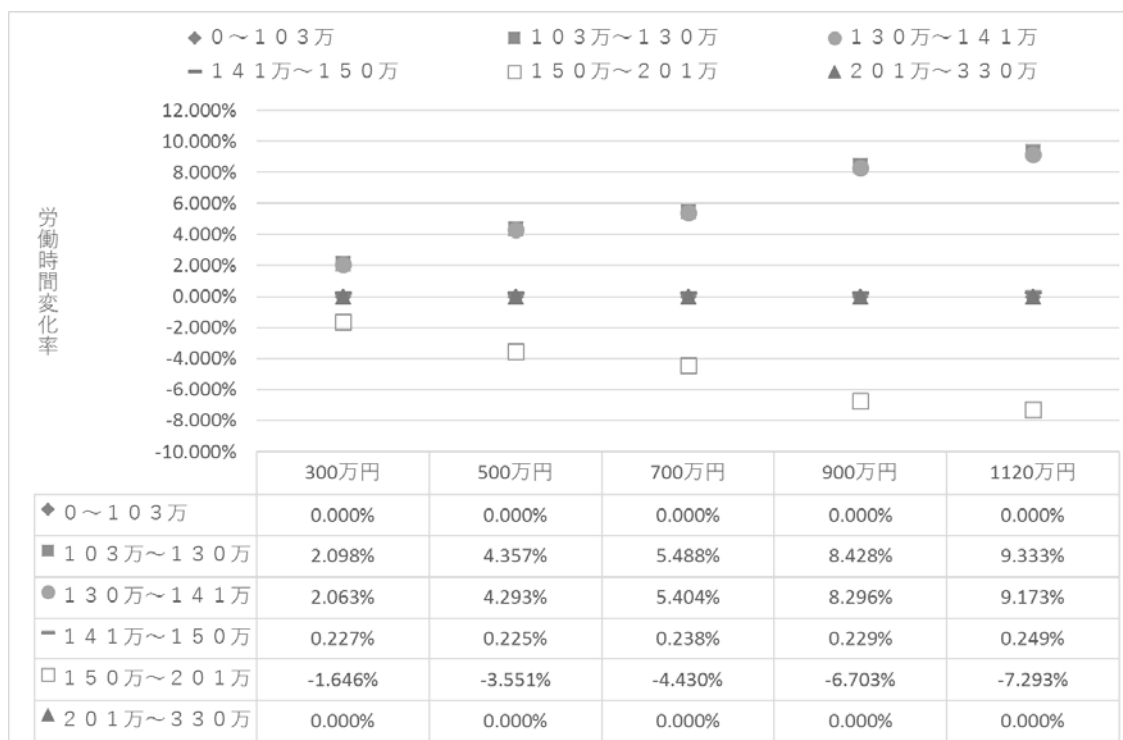
1. 夫の年収による妻の年間就業時間を比較するため、使用したデータは配偶者控除改正前後の夫の年収 300 万円のケースと夫の年収 1120 万円のケースのみである。
2. 妻の給与収入の増減で連続的かつ直線的に年間就業時間が変化するわけではなく、就業時間の変化を明確化するため直線化している点に注意が必要である。

年収 300 万円の夫を持つ妻は、年収 1120 万円の夫を持つ妻より年間就業時間が短いことが明らかになった。これは、高橋（2010）が算出した所得弾力性がマイナスになる結果と整合的である。三谷（2012）によれば、賃金（＝余暇の価格） w が上昇したとき、最適な余暇（就業時間）はどのように変化するかは、スルツキーの方程式によって所得効果と代替効果に分解され、このふたつの効果が最適の余暇時間（就業時間）に対して反対方向に働くため、総効果の方向はどちらが大きいかによってきまるといえる。夫の年収が高いほど、妻の非勤労所得が増加するため、余暇の価値が上昇し、所得効果が代替効果を上回るため、妻の就業時間が減少すると考えられる。また、夫の年収が高いほど、妻の就業時間の増減幅が大きいことが明らかになった。

5.3 年間就業時間増加の有無の検証

制度改正によって配偶者の就業時間は増加するのか、改正前と改正後の就業時間の変化率で算出する。

図表 13) 6 歳以下の子供を持たない配偶者の就業時間変化率



図表 13 備考)

1. 変化率は(改正後の年間就業時間－改正前の年間就業時間)÷改正前の年間就業時間で求めた。

変化率を求め、それぞれの変化率をグラフ上にプロットしたものが、図表 13 である。セグメント 1、セグメント 6 では、改正前と改正後で税制の変化が変化しないため、その就業時間の変化率は 0 となる。就業時間の増加がみられたセグメントは 2 と 3 である。夫の年収が低ければ低いほど、妻の就業時間が増加する効果は小さいが、年収の高い夫を持つ妻は、税制改正後、就業時間を相対的に増大させる傾向がある。セグメント 2、3 では、改正前は配偶者特別控除の適用範囲内で、妻の年収が増加するほど、段階的に配偶者控除額が減少する。それゆえ、妻の年収の増加は、一時的に家計収入に負の影響をもたらす。一方、改正によって、セグメント 2、3 の範囲内で配偶者控除 38 万円を受けられるようになった。これにより、妻の年収の増加は家計収入に正の影響を与えることができ、妻に働くインセンティブを与える。改正前と比べ改正後は、余暇の価値が上がり、就業時間を減少させる代替効果が、所得効果を上回り、就業時間を増加させる結果となる。セグメント 3 から妻は社会保険の第 3 号被保険者から適用外になり、社会保険料の支払いが始まるため、セグメント 2 よりも、増加の効果はかすかに抑えられている。これは、社会保険料支払いが配偶者の就業時間に抑制の効果をもたらす大石（2003）の研究と整合的な結果であった。セグメント 4 も微量ではあるが増加の傾向がある。改正前は配偶者控除及び配偶者特別控除の適用がなく、改正後は配偶者控除の適用範囲となっている。改正前は、妻の就業時間を抑制する税制のインセンティブがなく、就業時間を増大させようとする方が、家計収入を増やす上で合理的である。一方、改正後ではセグメント 4 の範囲内であれば、一律で配偶者控除 38 万円を受けられるため、家計収入を増加させようとする妻は就業時間を増加させるインセンティブを持つ。これにより、改正前、改正後の両局面で就業時間を増加させる合理性があるため、就業時間は改正前と後でさほど変化しない結果となる。6 つのセグメント中、唯一就業時間を減少させたのが、セグメント 5 であった。このセグメントは、改正前は配偶者控除及び配偶者特別控除の適用外で、改正後は配偶者特別控除の適用内となる。前述のとおり、合理的な妻は、税制による就業時間抑制のインセンティブがなければ、家計収入を増加させようと就業時間を増大させる。一方、改正後ではセグメントの範囲内で就業時間を減少させるほど、高い控除額を得られるため、妻は就業時間を抑制させるインセンティブを持つ。よって、セグメント 5 での妻は、就業時間を減少させる。

以上から各セグメントで増減の差がみられたが、改正後の全平均⁴で見れば 1.02%の変化率、時間にして約 11 時間の就業時間の増加がみられた。改正による就業時間の増加の効果はわずかなものであり、配偶者控除制度の労働供給抑制解消にあまり効果がみられないことが分かった。

⁴ 改正後の全平均は、6 歳以下の子供の数が 0 人、1 人、2 人のケースを考慮し、(改正後の就業時間平均－改正前の就業時間平均)÷改正前の就業時間平均で求めた。

VI 結語

推定により、平成 30 年の配偶者控除改正により、就業時間が増加するセグメントと減少するセグメントがあることが明らかになった。特に 150 万円から 201 万円のセグメント 5 では、配偶者の就業時間を大幅に減少させることが問題である。一方、103 万円から 130 万円のセグメント 2 と 130 万円から 141 万円のセグメント 3 では就業時間が増加し、全体的に見れば 1% の就業時間の増加がみられることが分かった。冒頭でも述べたが、これはあくまで 2003 年の配偶者が平成 30 年の改正によりどれほど就業時間を変化させるかを推定する研究であった。より現実的な推定をするためには、女性の地位確立や労働環境が変化しているより最新のデータによる推定結果を用いる必要がある。また、各セグメントを選択する主体の数を考慮すれば、より配偶者控除制度の改正がもたらす労働供給の変化を精緻に推計できるだろう。しかし、前述のように、この 20 年間、既婚女性の就業環境が大きく変化したとは言えないことを考えると、本稿の検証結果にはある程度の妥当性が認められるであろう。

本稿の推定結果より、平成 30 年の配偶者控除改正は、配偶者の働き方を変える政策であるとは言い難い。働き方改革を掲げる政府の政策に反して、本制度が配偶者の労働供給を抑制する現状は変わらないと言えるだろう。より抜本的で女性の労働供給を増加させる政策の改善が望まれる。

参考文献

- 坂田圭・C. R. McKenzie, 2005, 「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」『KUMQRP DISCUSSION PAPER SERIES』, 20
- 森剛志・浦川邦夫, 2009-03, 「配偶者特別控除の廃止が労働供給に与えた影響のパネルデータ分析」『甲南経済学論集』49, 2・3・4号
- 大石亜希子, 2003, 「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊・社会保障研究』Vol. 39 No. 3, pp. 286~305
- 高橋新吾, 2010, 「配偶者控除及び社会保障制度が日本の配偶者に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』No. 605, 28~43
- 足立泰美・金田陸幸, 2016-03-31, 「配偶者控除制度と有配偶女性の労働供給の変化」『生活経済学研究』43, 13~29
- 豊福 実紀(2017) 「配偶者控除制度の変遷と政治的要因」『社会保障研究』4, p845~860
- 三谷 直紀(2012) 「余暇と就業時間の長期的推移に関する経済理論と実際」『日本労働研究雑誌』625, p4~20

データ出典

厚生労働省[<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/15.html>] (最終アクセス 2017/12/13)

総務省

HP[<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc141210.html>] (最終アクセス 2017/12/13)

厚生労働省「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」